

尾鈴地区農業用廃プラデポジット制度実施要領

令和元年5月17日
尾鈴地区農業用廃プラスチック
適正処理対策推進協議会

(目的)

第1条 この要領は、尾鈴地区農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会（以下「当協議会」という。）における、当協議会が定めるデポジット制度（以下「制度」という。）の運営等について、その使用条件を定め、もって排出事業者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(制度適用範囲)

第2条 制度の対象を農業用に係る産業廃棄物の排出事業者とする。

(デポジット徴収の適用範囲)

第3条 デポジット負担金（以下「負担金」という。）の徴収対象は、当協議会会長が別に定めるものとする。

(制度の参加及び適用規定)

第4条 制度による排出事業者の参加は、制度加盟資材販売店（以下「制度加盟店」という。）で負担金を支払ったときに農家と当協議会の間において成立する。

(個人情報の取扱い)

第5条 本制度に係わる個人情報の取扱い、当協議会の定めるところによる。

(農家の同意)

第6条 農家は、制度を了承の上で負担金を納めた場合は、この要領及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

(デポジット額)

第7条 デポジット額は、別に当協議会が定める金額とする。

(領収書の発行)

第8条 制度加盟店で、デポジットを預けた排出事業者には、当協議会が負担金領収書を発行する。

(使用方法及び制限事項)

第9条 負担金を用いて農業用廃プラスチック（以下「廃プラ」という。）を排出するには、当協議会で処理を行い、排出額が負担金を上回る場合には、不足分額の現金を支払わなければならない。

2 排出の際にはIDカードを提示し、排出事務が速やかに行われるように努めなければならない。

(制限又は停止)

第10条 廃プラの円滑な排出を確保するため、必要があるときは、負担金の徴収及び執行を停止することがある。

2 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当協議会はその責めを負わない。

(失効)

第11条 負担金を支払った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合には、通知を行う。通知を行って、取扱い処理がない場合は、失効する。

2 前項により失効した負担金については、一切の金銭的価値等の返却を請求することはできない。

3 失効した負担金は、農業用廃プラスチック適正処理を目的とした事業に使用できることとする。

(払戻し)

第12条 排出事業者が離農等の事由により、所持しているプラスチック類が適正に処理された後に、その後排出する廃プラがない場合は、負担金残額の払戻しを請求することができる。この場合、使用者への払戻しは、口座振込払いとする。口座振込にかかる手数料は、使用者の負担とする。（残額が手数料未満の時は、その残額を農業用廃プラスチックの啓発活動経費として使用する。）

2 前項の規定により負担金の払戻しが請求された場合、当協議会は、使用者が別記様式1を提出し、かつ公的証明書等の呈示により、当該記名人本人であることを証明したときに限って払戻しを行う。

(負担金の移譲)

第13条 負担金所有者が、排出する廃プラがない場合で、何らかの事由で負担金を移譲する場合は、別記様式2により申し出るものとする。

附 則

この要領は、令和元年5月17日から施行する。

別記様式 1

農業用廃プラスチックデポジット負担金返還申請書			
住 所			
氏 名			
T E L			
返還の方法	1. 全額返還 2. 一部返還（返還金額： ） ※どちらかに○。2の場合は返還金額を記入。		
申請理由			
振 込 先	（金融機関名）		農協・信金・信連
			信組・銀行・労金
	支所		
貯金 種目	1:普通	口座 番号	
	2:その他()		
フリガナ 口座名義			
上記のとおり申請します。 尾鈴地区農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会長 殿 年 月 日 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 申請者 氏名 印 </div>			

尾鈴地区協議会 受 理 日 年 月 日
 担当者氏名

別記様式 2

農業用廃プラスチックデポジット負担金移譲申請書		
	移譲者	移譲先
I D 番号		
氏 名		
住 所		
電話番号		
移譲理由		
移譲金額		
<p>上記のとおり申請します。</p> <p>尾鈴地区農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会長 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者</p> <p>氏名</p> <p>印</p>		

尾鈴地区協議会 受 理 日 年 月 日
 担当者氏名